

2023年8月19日

山口労働局長 名田 裕 様

全国一般労働組合全国協議会
山口連帯労働組合
執行委員長 三輪 力也

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

2023年8月7日付、山口労働局一般公示第44号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に異議を申し立てます。

1. 異議の内容

(1) 最低賃金の1時間928円が、あまりにも低すぎる。最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。それがどうしても不可能な場合、時間額1113円に引き上げること。

(2) その他

2. 理由

(1) について

時間額1500円以上という賃金水準と中小零細企業支援の必要性について、当組合の7月17日付「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する意見」で述べたとおりです。1時間928円は、最低賃金法第1条「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定に資する」水準ではありません。この額だと、週40時間目一杯働いて年間労働時間が2080時間としても年収193万円で、ワーキングプアの基準になっている200万円より7万円も少ないし、雇用の不安定さを考慮し年間労働時間を1800時間とすると年収167万円に過ぎません。山口県の人口は1980年代の160万人から減り続け、2023年には130万人になっており、2040年に107万人になると予測されています。当然のことですが企業の売上も人口の減少にかなり比例することが予測できます。従って、目先の賃金コストを惜しんでいたら、さらに人口が減り業績悪化で企業の支払い能力が減るという悪循環が続き、長期的には山口県全体の中小零細企業はほぼ全滅になりかねません。なお、時間額1113円は東京都の最低賃金の答申額です。当組合は組合意見書で述べている通り、最低賃金の全国一律制を主張していますので、今年1500円以上がどうしても不可能であれば、東京都の答申額に合わせて1113円とすることを求めます。

生活保護との比較については、比較対象を18～19歳の単身世帯者ではなく、社会の持続可能性を保つために、ひとり親世帯とすることを求めます。

今後さらに物価が上昇した場合、山口労働局長が今秋にも、最低賃金額改定の諮問を行うことを求めます。

(2) について

最賃審議会、専門部会において、各労組や団体からの意見書について、一言も言及がなされませんでした。ぜひとも考慮・言及をお願いします。意見陳述については、4人で計20分、1人あたり5分の陳述時間とされ、昨年までよりも短くなりました。もう少し長く陳述時間を取るよう要望します。

業務改善助成金制度について、「生産性向上」とは、単位労働時間あたりの財・サービスの生産量を増やすことです。増産した財・サービスが全部売れば賃上げもでき利益も出ますが、現在の経済状況から考えて販売量が増えることは考えにくいです。だから生産性向上のために設備投資した企業は、今までと同じ量を生産して、人員削減か労働時間短縮で、人件費削減に励むのが合理的行動となります。生産性向上の結果さらに社会全体の購買力を減らすことになります。実質賃下げとなってしまうので、社会の生産活動を支えている中小企業・小規模事業者は政府から直接の資金援助を堂々と主張してほしいと思います。